

総務常任委員会

1 開 議 令和7年3月5日（水） 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第15号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第16号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第17号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第20号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 陳情第8号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	藤田善幸	出席
委員	菊池久光	出席
	大豆生田春美	出席
	小野寺尚武	出席
	深澤正夫	出席
	伊賀純	出席

当局	総合政策部長	磯雅史	出席
	政策推進課長	長井康男	出席
	経営管理部長	益子和弘	出席
	総務課長	鈴木浩行	出席

事務局	植田賢司	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

当局の出席者は、磯総合政策部長、益子経営管理部長、長井政策推進課長、鈴木総務課長です。

◎議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

磯総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） それでは、議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本日は担当の政策推進課長より改めて説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 長井政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） 政策推進課長、長井です。よろしくお願いいたします。

議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書17ページ、議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要でございますが、本条例は、本市のために特に功労があった者を表彰することに関し必要な事項を定めることを趣旨としておりますが、被表彰者となった者に贈呈している表彰状、記念品及び徽章のうち、徽章についての贈呈を取りやめるほか、必要な文言の整理等を行うため、大田原市表彰条例の一部を改正するものであります。

議案書14ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表中の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

まず、第1条におきまして、条文の見出しを「この条例の目的」から「趣旨」に改めるとともに、文言の整理を行います。

次に、第2条におきまして文言の整理を行うとともに、第1項第1号中の「納税」の文言を削除いたします。削除の理由といたしましては、第2条第1項の各号は、被表彰者として該当する者を規定しておりますが、今回削除する納税の規定に該当する被表彰者は、過去におきましては、納税貯蓄組合長のみでありました。本市では、平成29年度をもって納税貯蓄組合が解散となり、解散の翌年度、平成30年度に対象者を表彰して以降、納税の功労に係る被表彰に該当する者がいないことから、「納税」の文言を削除するものであります。

次に、第2条第2項は、被表彰者に係る在職年数の規定となりますが、この条文は、議案書の次のページ、15ページをお開きいただきますと、表の右下にございます改正前の第5条第1項に規定する在職年数の算定に係る規定について、各条項中の文言の整理をするため、議案書14ページにお戻りいただきまして、

表の左下にございますとおり、改正後の第2条第2項に移行するとともに、それに伴い、また議案書の15ページに移りまして、改正前の第2条第2項を1項繰り下げ、第3項といたします。

次に、第3条におきまして、条文の見出しを「委員会」から「表彰審査委員会」に改めるなど、文言の整理を行います。

第4条におきましては、条文の見出しを「表彰期日等」に改め、第1項では文言の整理を、第2項では表の右下にございます改正前の第5条第2項に規定する在職年数算定の基準日変更に係る規定につきまして、各条項中の文言の整理のため、改正後の第4条第2項に移行いたします。

さらに、全条文が他の条項に移行した改正前の第5条を削除いたします。

議案書16ページを御覧ください。改正前の第6条におきまして、条文の見出しを「表彰状等」から「表彰区分等」に改め、条項を1条繰り上げて第5条といたします。さらに、表彰者への徽章の贈呈を取りやめるため、改正前の第6条第1項に掲げる徽章の贈呈に関する規定及び同条第3項に掲げる徽章の着用に関する規定を削除します。

なお、表彰状、記念品の贈呈は引き続き行うことから、改正前の第6条第1項の表彰状及び記念品の贈呈の規定につきましては、改正後の第5条第2項に移行いたします。徽章贈呈の取りやめに係る経緯といたしましては、改正前の第6条第1項におきまして、被表彰者には徽章を送ること、また第6条第3項におきまして、徽章を受けた者は洋服のときは上襟部、和服のときは左胸部につけるものと規定しておりますが、現在、受賞者が徽章を着用する機会及びその習慣が少ないことに加え、県内他市の状況を見ますと、本市を除く県内13市のうち、市民表彰等において徽章を贈呈する市が5市のみであることから、本議案を提出したところであります。

次に、改正前の第7条から第9条につきましては、各条文中の文言の整理を行い、各条項を1条ずつ繰り上げております。

議案書16ページの下段を御覧ください。附則の第1項といたしまして、本条例の施行期日を令和7年4月1日といたします。

また、附則の第2項といたしまして、改正前の条例において、既に納税に係る功労で表彰された者が、本改正条例の施行期日以降に死亡した場合においても、引き続き第7条の規定による弔祭料を贈るための経過措置を設けるものといたします。

以上で議案第14号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第14号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第15号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第2、議案第15号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

益子経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第15号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について、本日改めまして総務課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） それでは、議案第15号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

21ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律により、令和7年6月1日から懲役及び禁錮の刑罰が拘禁刑に一本化されたことに伴い、2つの条例の関係部分を改正するものであります。

なお、拘禁刑とは、再犯防止対策の観点から受刑者の特性に応じ、その改善更生を図るため、より柔軟な処遇の実施を可能にすることを目的に創設されたものであります。

それでは、議案の内容をご説明いたしますので、18ページ、議案書を御覧ください。第1条は、大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でありまして、新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第4条で定める欠格条項のうち第1条中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

次に、第2条関係は、大田原市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正でありまして、19ページを御覧ください。附則第5項及び附則第6項で定める令和5年4月1日に廃止した大田原市個人情報保護条例に係る罰則規定のうち、「懲役」を「拘禁刑」にそれぞれ改めます。

20ページに参りまして、附則第1項で、条例の施行期日を改正刑法に合わせ令和7年6月1日とします。

附則第2項で、この条例の施行前にした行為については従前の例にすると、経過措置を設けるものであります。

以上で議案第15号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決をいたします。

議案第15号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大田原市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第16号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第3、議案第16号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第16号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本日改めまして総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 次に、議案第16号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

25ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。附属機関の新設及び削除をするため、また特別職非常勤職員の職名等の新設、変更及び削除をするため、関係部分を改正するものであります。

（1）の大田原市附属機関設置条例の一部改正につきましては、都市計画マスタープランや下水道事業計画の見直しが予定されておりますことから、両計画に係る都市計画税の検討に関する事務を行う「大田原市都市計画税検討委員会」を新たに加え、市史編さん事業の終了に伴い、市史編さんに関する事務を行ってまいりました「大田原市史編さん委員会」を削ります。

(2)の大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、先ほどご説明いたしました附属機関の新設に伴い、「都市計画税検討委員会委員」を加え、附属機関の削除に伴いまして、「市史編さん委員会委員」及び「市史編さん専門部会委員」を削ります。また、産業医を設置する事業所を明確にするため、「産業医」を「大田原市役所産業医」に改めます。

それでは、議案の内容をご説明いたしますので、22ページの議案書を御覧ください。第1条関係は、大田原市附属機関設置条例の一部改正でありまして、新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

別表中の附属機関に「大田原市都市計画税検討委員会」を加え、23ページに参りまして、「大田原市市史編さん委員会」を削ります。

次に、第2条関係、大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、別表の職名の欄に「都市計画税委員会委員」を加え、報酬の額は、弁護士、不動産鑑定士及び大学教授等は日額1万5,000円、その他は日額6,400円とするものであります。

次に、「産業医」を「大田原市役所産業医」に改め、「市史編さん委員会委員」及び「市史編さん専門部会委員」を削ります。

最後に、附則であります、この条例は、令和7年4月1日から施行するといたします。

以上で議案第16号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光） すみません、お聞きいたします。

まず、都市計画税検討委員会なのですが、具体的にちょっとどんなものを検討していくのか、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 所管は建設部の都市計画課が担当することとなりますが、今回、複数の条例改正がございましたので、総務常任委員会のほうで説明をさせていただいた経緯はありますが、所管課のほうから確認をしている内容について説明をさせていただければと思います。

まず、設置の理由といたしましては、都市計画税につきましては、道路、下水道などの都市計画施設の整備拡充を要する費用に充てるため、市が目的税として課税しているものということとなっておりますが、都市計画税を課するか否か、また税率水準をどの程度にするかについては、都市計画税の実態に応じて自主的に判断されているということで、これまでも区域の見直しについては検討したという経緯はございますが、大きな変更はできず今日に至っていたということになっておりました。このたび都市計画プラン、また下水道事業計画の見直しが予定されておりまして、課税区域が大きく変わる区域の見直しが検討されているということから、それらを踏まえまして、公平な課税に向けて識見者からの意見を参考にするため、今回の都市計画税検討委員会を設置するということを確認しております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池委員。

○委員（菊池久光）　それで、これは令和7年度の当初予算のほうにも多分入っていたと思うのです。都市計画税検討委員会ということで予算組みされていると思うのですが、構成メンバーは全員で何人ぐらいになるのかということと、あとこの検討委員会の委員のほうで、弁護士、不動産鑑定士及び大学教授等の報酬、月額1万5,000円と、その他が6,400円という形になっているのですけれども、この違い、例えばその他の方というのはどんな方が該当するのかというのは分かりますか。

○委員長（高瀬重嗣）　総務課長。

○総務課長（鈴木浩行）　現時点で候補者の決定には至っていないと聞いております。ただ、候補と考えている方につきましては、今回のその他の委員ではなくて、いわゆる1万5,000円、弁護士、大学教授等、いわゆる識見を有する方から選任をしていきたいということでの予算を計上しておりまして、予算の上では1万5,000円掛ける5人、計3回の予算を計上していることとしておりますので、決定はしていないので、場合によってはその他の委員という形を取る場合もあるかもしれませんが、現時点で予算上の形にはなりますが、識見を有する方5名を予定していると聞いております。

　以上です。

○委員長（高瀬重嗣）　ほかに質疑ありませんか。

　小野寺委員。

○委員（小野寺尚武）　1点だけ伺うのですけれども、23ページの大田原市役所産業医というお名前なのですが、今までの産業医と何がどのように違うのか。そしてあと1つ、これで大田原市役所産業医という名称でのるわけなのですが、報酬なんかはどうなのかと。あと、この設置要綱は作らなくていいのかどうかです。それだけちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣）　総務課長。

○総務課長（鈴木浩行）　まずは、名称についてでございますが、単純に産業医という名称だけだと、委嘱、任命を受ける産業医の方にとしてみると、産業医として任命するだけでは、どこの産業医というのが明確ではないので、まずはそこをお互いが明確にするために、名称をただ変えたといったところでございまして、実質運用等が変わっているものではございませんので、新たな制度を作ったわけではございませんので、そういった予定はしていないということと、これまで以上に大田原市の職員に対する安全衛生に関する形として、市役所に出向いていただいてカウンセリングを行っていただいたり、これまで以上に産業医の方の出番が多くなってきているということもありましたので、そこは明確な名称をつけさせていただきたいということでの改正になっております。

　以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣）　小野寺委員。

○委員（小野寺尚武）　その報酬なんていうのはどのようにお考えになるのですか。

○総務課長（鈴木浩行）　これまでも産業医で月額4万円、出張日額2万円ということになっておりまして、この後、分科会のほうでも予算計上の内容についてご説明いたしますが、これまで以上に出張日額の日数が増えているような形での予算を予定しておりまして、この額については従来どおり変わっておりません。

　以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣）　小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 先ほどこちと課長が申したのですけれども、名称が変わっただけで、より以上に細かく大田原市の産業医ということで活躍できるということはよく分かるのですけれども、そうすると名称が変わっただけでは設置要綱はつくらなくていいと、そのままでもいいのだという形になるのですか。名称はそのまま変更しなくてよろしいのですか、要綱の。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 設置要綱について、設置要綱があれば当然名称の変更はするべきではありますが、まずこの日額と出張の額の支出をするための条例があることによって、まず先生等に任命をし、支払いをしておりますので、取決めといたしますか、その中で名称は当然、「産業医」から「大田原市産業医」のほうに名称は変更するものであるということには違いないと思います。設置要綱があるかについては、この場でちょっと明確なことをお答えできずに申し訳ありませんが、そういった取決めがある、名称があれば当然名称は変える必要があると思います。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかの委員の皆さん、質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第16号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第17号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第4、議案第17号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第17号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本日改めまして総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 次に、議案第17号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

29ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。病気休職に伴う診断の扱いを改めるため、また失職の特例の適用対象の拡大及び刑法等の一部を改正する法律による拘禁刑の創設に伴う「禁錮」の文言を改正するため、関係部分を改正するものであります。

（１）の病気休職の診断につきましては、心身の故障のため長期の休職を要する場合、現行では医師2名の診断により休職処分をしておりますが、医師1名による診断で心身の損傷や疾患の症状が十分に判断できるものにつきましては、国や多くの自治体が1名であることや、該当する職員の負担軽減を図るため、医師1名の診断により休職処分ができるよう改めます。

なお、降任又は免職する場合は、従前どおり医師2名の判断を必要といたします。

（２）の失職特例の対象の拡大につきましては、現行の制度では、職員が禁錮以上の刑に処せられた場合、地方公務員法第28条第4項の規定により原則として失職いたしますが、条例において特別の定めをすることにより失職させないことができるとされており、本市の条例において、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による事故で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について情状を考慮して、特に必要がある場合は失職させないことができるとしております。しかしながら、公務中または通勤のみならず、職員の生活全般を通じての車の運転が不可欠であること、またボランティアや地域活動等への参加を奨励していることを踏まえまして、適用対象を職務遂行中及び通勤途上に限定しないこととするため改めるものであります。

それでは、議案の内容をご説明いたしますので、26ページの議案書を御覧ください。第1条関係は、大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でありまして、新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

最初に、本条例において分限に関するもののうち、職員の失職の特例についても規定していることから、条例名「大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を「大田原市職員の分限に関する条例」に改め、第1条の条例の目的に、「並びに同条第4項の規定による職員の失職の特例」を加えます。

第2条第1項中、「又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合」を削除し、27ページに参りまして、第2項を新設し、「任命権者は、法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、あらかじめ医師の診断を受けさせなければならない。この場合において、任命権者が特に必要があると認めるときは、医師を指定して診断を行わせることができる。」といたします。

第5条第1項中、「職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ」を「禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるもの」に改めます。

次に、第2条、大田原市職員の分限に関する条例の一部改正についてご説明いたします。第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

最後に、附則であります。附則第1項におきまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、第2条の規定による改正後の条例の規定は、令和7年6月1日から施行するといたします。

附則２項におきまして、禁錮以上の刑に処せられたものの経過措置を定めております。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 29ページに、休職の診断で医師２名の診断を１名で判断できるように改正するとありますが、具体的にどのような疾患が１名での判断になるのですか。具体的には。大体このようなものが１名だという。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 実際、現に休職している職員が診断書を提出をして、その診断の内容によって休職をするわけなのですが、その際に、例えば心身の疾患であった場合、２名の医師から診断書をもらったとしても、同じような内容が当然出てくることが想定されまして、そういった意味で、診断書を２つから取ると本人の負担もかかるということで、休職に関しては、いわゆる降格という処分とはまた別なものでございますので、１名の医師による診断にすることで軽減を図るといったことでございます。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田議員。

○委員（大豆生田春美） 27ページの２番のところに、「特に必要があると認めるときは医師を指定して診断を行わせることができる」となっているのですが、これはどこの医師に、診断をもらってきてくださいということが市から言えるということですね。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 言葉のとおりではございますけれども、先ほど大田原市の産業医という先生が大田原市の職員に携わっていただいている部分でございますので、そういった場合、我々が指定するというよりは、その先生からの指導を受けて、こういった病気についてはこういった先生に診断をもらうことが、より正確な診断が得られるのではないかと指導をいただければ、そういったこともできるということも想定しております。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

菊池委員。

○委員（菊池久光） すみません、１点お聞きします。

27ページ、第５条なのですが、これは補助資料のほうにもうたっているのですが、適用対象の拡大ということで、公務中又は通勤のみならずということで、ここを拡大していると思うのです。職務遂行中とか通勤途中の交通事故以外もということで。第５条の中で、今までは職務中という形、若しくは通勤途中という形で入っていたのがなくなるのは分かるのですが、「事故」とか「交通事故」という文言も抜けているのですが、「禁錮以上の刑に課せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して」という形で載っていますので、事故とか交通事故にかかわらずという解釈になってくるのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） ご指摘のとおり交通事故に限定せず、ほかの罪によって刑を処せられた場合であっても特例の対象とするということとしておりまして、参考までではございますが、県内25団体のうち19団体がこの条例を、これらに類する条例を規定しているところなのですが、19団体のうち公務中の事故または通勤途上の交通事故と規定しているのは大田原市のみになっております。これは、制定した際に、栃木県の条例に合わせて制定したという経緯もございまして、決して最初から狭めるという意図よりは、栃木県の条例に合わせて制定したものの、現在、県内で施行している18団体は交通事故に限定していない規定を設けておりますので、組合等からのこれまでの要望等もございまして、改正をするに至ったという経緯でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） この分限処分なのですが、これは職員がもし万が一不祥事とか、また服務を十分に行えないとかというときに、処分するのに職員の同意というのはなくても行われることになっているのですか。公務員法第28条ではそのようにちょっとなっていたものですから。そうすると、処分するのに職員の同意は得なくてもできると。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） あくまでも処分でございますので、そういった状況に至った場合は同意を得ることなく処分するということになるかと思えます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第17号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第5、議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本日改めまして総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 次に、議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

32ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。令和6年人事院勧告に準じて、市長等の期末手当支給割合を改定するため、関係部分を改正するものでありますが、昨今の社会経済情勢や物価高騰の影響による本市の財政状況を踏まえ、期末手当支給割合を当面の間据え置くこととするものであります。

（1）の期末手当につきましては、1月の臨時会にて、本則において令和6年12月支払い分の支給割合を0.05月分引き上げましたが、令和7年4月1日以降の6月及び12月の支払い分に0.025月分ずつ均等に再配分するものであります。

（2）の施行期日等につきましては、附則において令和7年4月1日から施行することとし、本則にて再配分いたしました支給割合を当分の間据え置くこととするため、6月及び12月の支払い分の支給割合を0.025月分ずつ引き下げるものであります。

議案の内容について説明いたしますので、30ページの議案書を御覧ください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正をいたします。

第4条第1項中、改正前の6月に支給する場合には100分の170を、12月に支給する場合には100分の175を100分の172.5に改めます。

31ページに参りまして、附則であります。附則第1項におきまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、附則第2項におきまして、当面の間、期末手当支給割合を据え置くため、100分の172.5を100分の170といたします。

以上で議案第18号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第18号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第6、議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、改めまして総務課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 次に、議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

57ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。令和6年人事院勧告に準じて本市職員の給与改定を行うため、関連する2つの条例の関係部分を改正するものであります。令和6年の人事院勧告は、給与水準引上げによる人材の確保、職務や職責を重視した給与体系の整備、ワークスタイルやライフスタイルの多様化といった課題への対応が示されており、1月の臨時会でご議決いただいた改正条例は、その一部を先行実施したものでありまして、今回の改正も引き続き人材確保を主眼とした内容であります。

（1）の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、記載のとおり7つの項目について改正し、（2）の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、2つの項目について改正いたします。

詳細について説明いたしますので、58ページの改正の概要を御覧ください。初めに、一般職の職員の給与についてご説明いたします。①、行政職給料表につきましては、職務の複雑さ、困難さ及び責任の度合いで区分する職務の級、いわゆる昇格、横軸の部分と、経験年数による習熟度を反映する号給、いわゆる昇号、縦軸の組合せとなっております。1月の臨時会で令和6年4月1日に遡及して、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給与水準の引上げ、改定を行ったところでありますが、このたびの改正において、表の3級以上の初号近辺、青色に着色した部分の号給をカットし、各級の初号の額の引上げを行います。このことにより昇格時の給料月額の上昇幅が拡大されるとともに、7級と8級との給料の月額の重なりが解消され、職責を重視した体系となります。

②の期末手当及び勤勉手当につきましては、表のとおり1月の臨時会で、令和6年12月支給分の期末手当及び勤勉手当を0.05月分ずつ引き上げましたが、令和7年4月1日以降の6月及び12月の支給分0.025月分ずつ均等に再配分するものであります。

59ページに参りまして、③、扶養手当につきましては、配偶者の働き方に忠実な制度に向かう社会状況の変化に対応するため、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実するため、子に係る手当を引き上げるものであります。2年間で段階的に実施するため、配偶者の手当月額については、7級以下の職員は現行6,500円を、令和7年度に3,000円、令和8年度に廃止となり、8級の職員については、現行3,500円が令和7年度から廃止になります。子の手当月額については、現行1万円を令和7年度に1万1,500円、令和8年度に1万3,000円になります。

なお、配偶者及び子以外の扶養親族に係る扶養手当の変更はありません。

④、地域手当につきましては、隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏まえ見直しが行われ、級地区分が現行の市町村単位から都道府県単位へ広域化され、7級地から5級地に再編されました。栃木県は5級地に指定されたため、本市も5級地とし、支給割合は4%となり、現行の6%から2%の引下げとなりますが、経過措置として令和7年度は5%、令和8年度から4%といたします。

60ページに参りまして、⑤、通勤手当については、これまで在来線運賃相当額を上限5.5万円、新幹線特急料金2分の1相当額を上限2万円で支給していましたが、通勤実態に応じたものとするため、在来線運賃相当額及び新幹線特急料金相当額の合算額を支給限度額15万円まで支給できることとなりますが、公署を異にする異動に伴うもの、育児、介護など相当な理由に該当する場合に支給できるものとされております。また、新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任等の支給要件については、現行では公署を異にする異動に伴うものとなっておりますが、新規採用職員であっても支給対象になるよう支給要件を拡大いたします。

さらに、育児又は介護等の事情により転居した場合にも、新幹線等に係る通勤手当の支給対象といたします。

なお、通勤手当については様々なケースが考えられるため、今後公布される人事院規則に準じて規則にて整備いたします。

⑥、管理職員特別勤務手当については、臨時又は緊急の必要がある場合において支給する手当であります。勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日、深夜に係る支給対象となる時間帯を午後10時から午前5時までに拡大するものであります。

⑦の再任用職員の手当については、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められていることを踏まえ、給与面での更なる支援をするため、新たに住居手当を支給するものであります。

次に、大田原市一般職の任期付職員の給与についてご説明いたします。①の任期付職員給与表につきましては、行政職給料表に準じて改定するものであります。

②の特定任期付職員の手当につきましては、これまで期末手当及び成績優秀者を対象に特定任期付職員業績手当を支給していましたが、特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給するもので、これまでの期末手当の支給割合を改正するとともに、勤勉手当の支給割合を新たに定めるものであります。

それでは、議案の内容をご説明いたしますので、33ページの議案書を御覧ください。第1条は、大田原市一般職の給与に関する条例で、新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

第5条、昇給の基準について、職務の級が7級以上である者の昇給基準を、55歳を超える職員と同様の扱いとするため、第5項の適用除外の規定から行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上である者にあつては3号級を削り、34ページに参りまして、第6号第1号、第2号を新たに加えます。

第10条、扶養手当について、第2項第1号の配偶者を削り、第3項で扶養手当の月額を改めます。

35ページに参りまして、第11条は扶養親族の支給等について定めておりましたが、ほかの手当と同様に詳細については新たに規則で定めることとするため削除いたします。

37ページに参りまして、第11条の2、地域手当について支給割合を改めます。

第11条の4、通勤手当について、第2項第1号及び第3号の在来線運賃相当額の支給限度額を削ります。

38ページから39ページの第3項において、新幹線鉄道等の利用する要件である通勤事情の改善に相当程度資するものを削り、第1号において、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等の支給限度額を削ります。

第4項において、新たに給料表の適用を受ける職員の新幹線鉄道等の利用の適用について定めております。

40ページに参りまして、第5項において、在来線運賃相当額及び新幹線特急料金相当額の合算額の支給限度額を定めます。

第8号において、市営バスの定期券の通用期間が12か月であることから、支給の単位となる期間を6か月から12か月に改めます。

40ページから41ページの第11条の5、単身赴任手当について、第3項において新たに給料表の適用を受ける職員の適用について定めます。

第19条、管理職特別勤務手当について、第2項において対象時間帯を改め、これに伴う割増規定についての整理を第3項において行うものです。

42ページに参りまして、第20条、期末手当について、第2項において期末手当を再配分し、第3項において定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を再配分いたします。

43ページに参りまして、第20条の2、第20条の3について、刑法等の一部を改正する法律による拘禁刑の創設に伴い、「禁錮刑」を「拘禁刑」に改めます。

44ページに参りまして、第21条、勤勉手当について、第2項第1号において勤勉手当を再配分し、45ページに参りまして、第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当を再配分いたします。

第23条、定年前再任用短時間勤務職員についての給与条例の適用除外について、住居手当を支給することになるため改めます。

第23条の2について、扶養手当の支給額に関する規則を新たに制定するため改めます。

別表第1については、改正の概要でご説明いたしましたとおり、3級以上の初号近辺の号給をカットし、各級の初号の額の引上げを行うため、行政職給料表を改めます。

次に、49ページに参りまして、第2条関係、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

第8条、給与に関する特例について、特定任期付職員業績手当を廃止するため、第4項及び第5項の一部を削ります。

50ページに参りまして、第10条、給与条例の適用除外等について、第1項では給与条例の除外、適用除外について規定しており、給与条例の扶養手当に関する第11条が削除されたことに伴い、「第11条まで、」を「第10条まで」に改め、勤勉手当を支給するため適用除外とし、勤勉手当を規定している第21条を削ります。

第2項では管理職特別勤務手当及び期末手当の給与条例の適用について規定しておりますが、勤勉手当を支給するため、勤勉手当を規定している第21条第2項第1号を追加するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を定めます。

別表第2については、任期付職員給料表を改めます。

次に、第3条関係、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。51ページに参りまして、附則第3条について、再任用職員に住居手当を支給するため、第7項の一部を削ります。

最後に、附則につきましては、第1項において、この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、第1条中第20条の2及び第20条の3の拘禁刑の創設に係る改正は、令和7年6月1日から施行いたします。

第2項及び第3項において、行政給料表の改正に当たり、新たな給料表に切り替える際に附則別表、「号給の切替表」により新たな号給を定めることとし、職務の級を異にする異動をする者の号給の調整について定めております。

第4項において扶養手当、第5項において地域手当、第6項において通勤手当及び単身赴任手当、第7項において期末手当に関する経過措置について定めております。

第8項において規則への委任、第9項において育児休業に係る任期付短時間勤務職員の給与条例の適用除外の読替えについて改正を行います。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀議員。

○委員（伊賀 純） 交通費、これ15万円ということで、この金額に決められた基準というか、10万円でもなく20万円でもなく15万円という、そこの基準というか、決められた基準を教えてくださいたいのと、今現在、遠方から出勤をされる職員の方、今現在かかっている通勤費というのはお幾らぐらいなのか、お聞かせください。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 今のご質問は、新幹線通勤15万円を想定されているかと思うのですが、まずこの15万円の金額につきましては、市のほうで算出をしたということではなくて、人事院規則に定めている額そのものの額の上限になっております。また、現在のということでございますけれども、現在の規定ですと、新幹線で通勤をしている職員はおりませんので、現在の新幹線で通っている方の額というものは、現時点では発生していないということになります。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません。一番遠くから、1回お聞きしたかもしれないですけども、どちらのほうからいらっしゃるのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 電車により通勤している者が小山市になります。ですが、新幹線で通勤は、現状の規定では認めておりません。ですので、在来線で通っていることになります。又は車ということもあるかと思いますが、基本は、届出は電車で通勤されているという届出になっております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 電車で届出を出して車で通勤をしているという、そういう場合というのはどうなのですか、すみません、教えてください。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 基本的には、それは届出義務違反になりますので、基本は認めておりませんが、車でしか通えない事情、例えば電車が動かなくなってしまったとか、そういった事情があれば認めることはあるかと思いますが、基本的には届出どおりに通うということが原則になります。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 今のと同じようなことなのですか、これ来年度遠くから予定されている方というのは、もう既にいらっしゃるのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 現時点では想定しておりません。予定している職員、この条例の規定により新幹線で通うこととなる予定をしている職員は、対象者はございません。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 例えば新幹線も含め15万円という結構な金額で、遠くからも通いやすいような感じで、採用はしやすいと思うのですが、ただ職員さんが例えば大田原市に住んでいただいて、そしてここで生活をしていただくことによって人口はおのずと増えていくわけなので、こういった例えば新幹線で通いたい、そういう場合の採用の場合、優れた人材を採用するというのに関しては、この15万円は非常にいいと思っているのです。ただ、定着していただくという意味では、ちょっとどうなのかなと思って、大田原市としてはその辺どう考えていらっしゃるのか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 今ご指摘のあったとおり、本市の職員職務規定におきましても、なるべく大田原市に住んでいただく、市の職員はという、あくまでも努力規定ですけれども、そういったのもございますし、当然のことながら、大田原市に住んでいただくことは望んでいることではありますが、これからのいわゆる先ほど説明いたしましたライフスタイルですとかいろんな多様化といったものに対応するために、人事院勧告に示された内容をそのまま踏襲しております。ですので、どちらかという、地方都市においては、ちょっとなじまない規定の部分もあるのかなと思いますが、ただそれを大田原市だけが規定しないことによって他市との均衡を図るために規定を定めたものでありまして、現実この規定によって東京とか首都圏のほうから大田原市に勤めたいという職員が本当に現れるかという、ちょっと現実的ではないのかなと。ただ逆に、今後、大田原市から官公、いわゆるさいたま新都心ですとか、過去もありましたけれども、そういったところに派遣をするような状況も想定されますので、そういった際は、こういった制度を利用して、埼玉に住むのではなくて、こちらから通うことも可能になるという規定にはなりますが、これは一律、人事院規則に定めた改正になりますので、なじみやすい自治体、なじまない自治体、確かにあるかと思いますが、統一した改正を今回させていただいたということになっております。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 1点だけお伺いしますけれども、先ほどもお話ししたのですけれども、月例給という若年層に重点を置いたというお話がございました。若年層というのは、大田原市の場合はおおむね何歳

までが重点を置いたのか、参考までにお聞きしたいのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 若年層ということで、一律何歳という区切りが難しいところではありますけれども、職位でいきますと、主事、主任、主査、副主幹という流れでいくわけなのですけれども、いわゆる主任級までかなと。主任というのが大体在職してから8年目ぐらいまでを主任、それ以降が主査という形になりますので、当然今中途採用ということで、すぐに主任になれるわけではないので、年齢には幅がございますけれども、いわゆるそういった若い方たちの給与の上がり幅が増えるような給与体系になったということでございます。

（「大体8年というと30歳前後と理解してよろしいですか」と言う人あり）

○総務課長（鈴木浩行） はい。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第19号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第7、議案第20号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第20号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、改めまして総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 次に、議案第20号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

67ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。育児休業法等の改正に伴う国の人事院規則等の改正に準じて、職員の子の看護休暇の取扱いなどを変更するため、当該条例の一部を改正するものであります。

(1) の結婚休暇の日数の取扱いの変更につきましては、現行の制度では、取得日程により取得できる休暇の日数に差が生じるため、連続する5日の範囲内から週休日及び休日を除くよう変更するものであります。

(2) の子の看護休暇の取得事由の追加につきましては、仕事と育児の両立支援のため、休暇の対象となる事由について、「学校休業等に伴う子の世話」と「子の教育又は保育に係る行事への参加」を追加するものであります。

それでは、議案の内容を説明いたしますので、61ページ、議案書を御覧ください。大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するもので、新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第8条の3、第1項から第4項までにおいて規定する「当該子」を「その子」にそれぞれ改めます。

63ページに参りまして、別表第1の5の項で規定する休暇を与える期間を連続する5日の範囲内から「週休日及び休日を除く」ように改め、13の項及び65ページの16項で規定する「当該子」を「その子」にそれぞれ改め、66ページの16の項に、休暇の対象となる事由に、「学校休業等に伴う子の世話」と、「子の教育又は保育に係る行事への参加」を追加するものであります。

附則といたしまして、令和7年4月1日に施行いたします。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） それでは、採決いたします。

議案第20号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

経営管理部長、総務課長、退席していただいて結構です。どうもお疲れさまでした。後ほどよろしくお願いいたします。

（経営管理部長・総務課長退席）

◎陳情第 8 号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

○委員長（高瀬重嗣） 日程第8、陳情第8号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求め

る件についてを議題といたします。

この件は、令和6年12月定例会の総務常任委員会で審議し、継続審査となったものです。前回の委員会で委員から意見があり、県内の状況等について事務局に調べさせましたが、陳情第8号の説明を事務局に求めます。

事務局、よろしくお願いします。

○事務局（植田賢司） それでは、陳情第8号について説明いたします。

地方議会が、再審制度の見直しを求める意見書を採択する中、新聞各社も社説等で再審法改正の必要性を主張するなど世論が高まっております。この陳情は、こうした社会情勢を踏まえ、冤罪被害者の一刻も早い救済のために、速やかに再審法の改正を求めるものとなっております。

なお、内容等の説明につきましては、令和6年12月定例会の総務常任委員会で審議し、継続審査となったものでありますので、割愛させていただき、12月定例会後の再審法改正の動向等について説明していきたいと思います。おさらいの意味です。

まず、12月定例会の閉会后間もない12月20日、NHKが再審、いわゆる裁判のやり直し制度は、審理の長期化を招き、冤罪を晴らす妨げになっているとの指摘を踏まえ、法務省が、法改正の議論を始める方向で調整している。早ければ令和7年の春に法制審議会で検討することを諮問したい考えであると報じ、次の日の12月21日には下野新聞に同じ内容の記事が掲載されました。12月29日の下野新聞には、小山市と高根沢町を除くものではありませんが、この陳情に対する県内の市町の採択状況が掲載されました。この時点では、採択が8市3町、不採択、議長預かり、議員周知が4市7町となっており、11対11です。各市議会でも陳情の趣旨におおむね理解を示す一方、地方議会の議論になじまないとの意見もあり、採択、不採択には少々温度差が出たと報じております。年が明けまして、2月11日にNHKのニュースでは、裁判のやり直しの手続に長期間かかることが課題となる中、最高裁判所が2月18日に現役の裁判官を集めて、実務上の課題を議論することが分かったと報じております。

なお、この議論の結果は、全国の裁判官に共有されると報じられております。

2月18日に最高裁判所の司法研修所に刑事裁判官30人を集めて、最新の長期化をテーマに初めて研究会が開催されております。研究会の詳細につきましては、特に記載はございませんでしたが、詳細な内容、こちらはありませんでした。研究会では、証拠開示の対応に苦慮したケースなどが報告されたと記載されておりました。3月の法制審議会、再審手続の迅速化に向けて少しずつ動き出しております。2月18日の読売新聞では、春以降に開催される法制審議会の委員に、1つ目として、冤罪被害者やその家族、2つ目として、再審を支援してきた弁護士、過去に冤罪事件を担当してきた元裁判官を委員に加えることを求める要望書を超党派の国会議員連盟が提出したと報じております。

以上が12月定例会以降の動向になります。委員の皆様にはこの陳情を審査していただき、採択するのか不採択とするのか話し合っていたいただきたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 12月の委員会でも我々審査をいたしました。勉強する必要があるのではないかとということで継続審査をいたしました。この間、皆様ともお話をしましたし、皆さんの中でもいろいろお考えになったことがあると思いますので、皆様の意見を頂戴したいと思います。

意見はございませんか。

私のほうから、それでは見直しというか、申し上げたいと思いますけれども、今タブレットのほうで開いている、法制審の委員の追加要望というのが開いているところですか。再審の見直しに関して、国会の動向が2月以降新聞で報じられております。刑事裁判をやり直す再審制度の見直しを検討している。まず、超党派の国会議員の連盟がありまして、法務省の法制審議会の委員の選定に関する要望書を提出した。3月に、今月中に法務大臣が法制審への諮問を表明しており、実施する方向で調整していると。そうなった中で、我々としては、この案件に関しては、この法制審、国会のより高度な、全国の意見が集約されるまでの意見にお任せしていいのではないかと私は思っています。

皆さんはどのようにお考えでしょうか。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今、委員長がおっしゃったように、これだけ進んでいるのですから、私たちが今、継続にしたということは、結局認めるという意見があるから継続したのですから、今委員長がおっしゃったようなお考えで進めるのがいいのではないかと、このように思います。

○委員長（高瀬重嗣） ありがとうございます。私としては、この見直しというのは国会で円滑に開かれることを願っておりますけれども、大田原市議会の総務常任委員会としては、これを意見書として提出するという必要はもはやないのではないかと。この法制の粛々とした審査、審議、話し合いが行われることを望みますが、我々の委員会として、この意見書の採択というのは、時期を失しているとは私は判断をしております。ですので、私としては不採択の方向で行いたいと思います。

皆さんの意見を求めます。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 本来だったら、やはり時期を早めに要望書を提出していった採択するべきだったのではないかなと今私は思っておりますが、ただ継続審査となって、その間にかなり国が進んできているということを鑑みますと、要望書を今さら提出するということは、ちょっとおかしいことになってしまうので、この陳情が要望書を提出してくださいという内容になっている以上、要望書を提出しないのであれば不採択もやむを得ないのではないかなと思うのです。ただ、市民の皆様は、この大きな問題に全国的になっている問題に対し、不採択したということを簡単に思われては困ってしまうなということが不安材料でして、本来中身に対しては賛成なのだよということが、市民に分かっていただけるような何か配慮をしていくべきではないのかなということは感じております。

○委員長（高瀬重嗣） 委員長として、当然この委員会の委員長報告をしなければいけませんから、議会における委員長報告では、この再審の見直しということについて、円滑に行われるように我々は希望しているということを強く申し上げますが、ほかにも広報広聴委員会などを通して、議会だよりにて特に反映をしていただくようにお話をしたりしていきたいと思っております。一般の新聞各社がどう捉えるかは、もはやそれこそ進んでしまっている状況なので、あまり効果があるか分かりませんが、大豆生田委員のことも配慮しながら、今後も意見の発信に努めていきたいと思っております。

ほかには意見ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） それでは、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

陳情第8号は不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ご異議ないものと認め、陳情第8号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件については、不採択とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了しました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

長時間の審査、ありがとうございました。

午前11時11分 散会